

認知症介護実践者等研修事業 について

福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

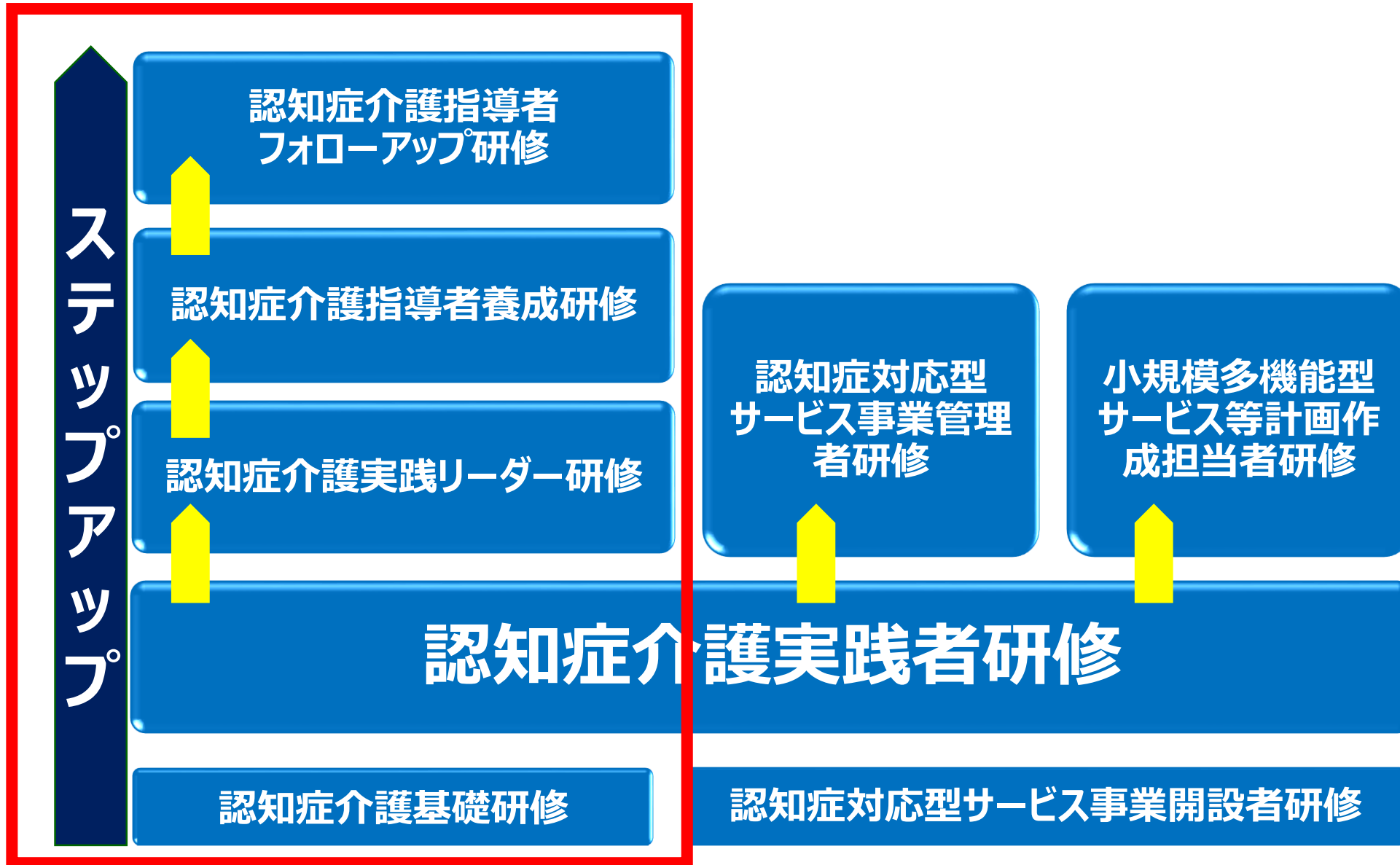
さいたま市では、厚生労働省が定める

**「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に基づき、
認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを
目的として、介護サービス事業所等の職員を対象とした
研修を実施しています。**

さいたま市認知症介護実践者等研修

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」により、下表のとおり研修の受講が義務付けられています。

	計画作成担当者	管理者	代表者
認知症対応型 通所介護事業所	—		—
認知症対応型 共同生活介護事業所	認知症介護実践者研修	認知症介護実践者研修 + 認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症対応型サービス 事業開設者研修
小規模多機能型居宅 介護事業所 (サテライト型を含む)	認知症介護実践者研修 + 小規模多機能型 サービス等計画作成 担当者研修		
看護小規模多機能型 居宅介護事業所 (サテライト型を含む)			



認知症介護基礎研修

目的

- 認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことが出来るようにする。

受講期間

令和5年4月～令和6年3月

受講形式

認知症介護研究・研修仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用して実施

対象者

介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等 ※有資格者の受講を妨げるものではありません。

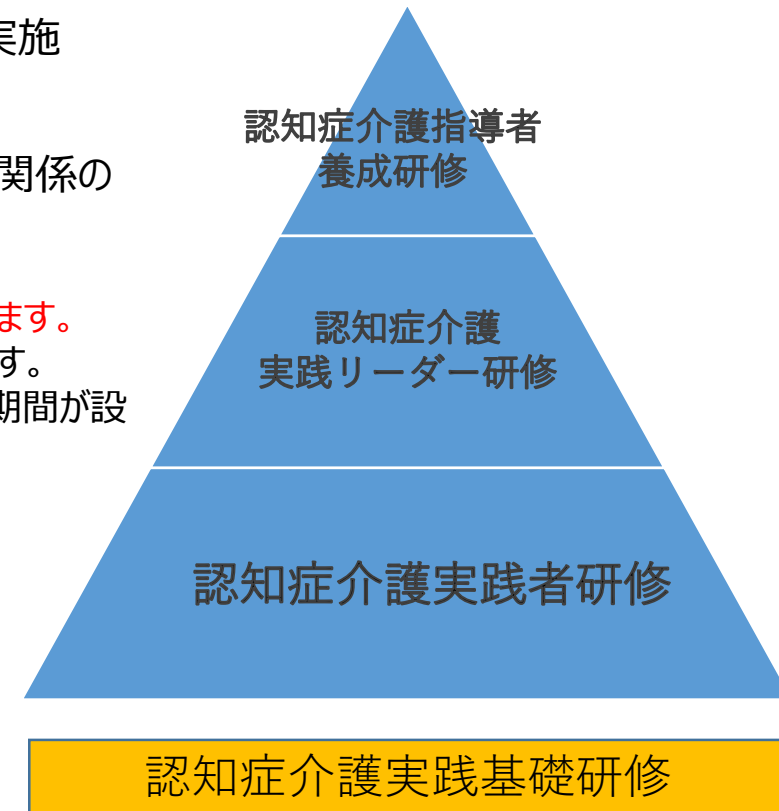
※令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。当該義務づけの適用にあたり、既存の職員は令和6年3月31日まで経過措置があります。新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています（この場合にも令和6年3月31日までの経過措置が適用されます）

費用

受講料 1,700円（予定）

申込方法

専用サイトからの申込手続き



※介護基礎研修における**注意点**

介護基礎研修の義務づけの適用にあたり、既存の職員の方で、

無資格者の方については、令和6年3月31日までに

本研修を受講する必要があります。

認知症介護指導者の活動

- 『認知症介護指導者』は、地域の認知症ケアの質の向上に向けた教育やアドバイスを行う人材です。
- さいたま市では認知症介護の質の向上を図るため、介護保険事業所の介護職等を対象に認知症介護研修を実施しておりますが、その講師は主に『さいたま市認知症介護指導者』の方々が担っています。
- 認知症介護指導者が所属する事業所には、その配置を要件の一部とした**認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ**が算定されます。

認知症介護指導者になるには

認知症介護実践リーダー研修の修了者について、更にステップアップして、事業所や地域の認知症介護の質の向上のための能力を修得できる「認知症介護指導者養成研修」修了する必要があります。

※さいたま市では認知症介護指導者の**受講料の負担**を予定しています。

**認知症介護指導者研修の受講を希望する場合は、
さいたま市いきいき長寿推進課までご連絡ください**

